

危機管理マニュアル

社会福祉法人すくすくどろんこの会

『危機管理マニュアル目次』

第1章 はじめに

第2章 危機の定義と摘要

第3章 危機管理における指揮権

- 1 基本的指揮権
- 2 施設内において危機的状況が発生した時の指揮権順位
- 3 お散歩等の施設外保育における指揮権順位
- 4 イベント等特殊な状況

第4章 危機における対応と予防

- 1 地震発生時における対応と予防
- 2 警戒宣言が出された場合の対応
- 3 火災時における対応と予防
- 4 その他の自然災害における対応と予防
- 5 事故発生時における対応と予防
- 6 不審者発見・侵入時及び事件発生時における対応と予防
- 7 食中毒発生時における対応と予防
- 8 光化学スモック等大気汚染発生時における対応と予防

附則

第1章 はじめに

このマニュアルは社会福祉法人すくすくどろんこの会の運営する施設における全ての職員が火災、災害、事故・事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、入所児童・園児（以下、入所児童・園児を園児とする。）・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

第2章 危機の定義と摘要

施設における危機とは、火災、地震、風水害、その他天災、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件等において、入所児童及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。その範囲は、全施設の全ての職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は全ての園児を保護者に安全確実に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。しかし、各施設の状況に合わせ、マニュアルを作成することは妨げないが、本マニュアルの補完するものとする。

第3章 危機管理における指揮権

危機発生時における的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任しておく必要がある。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、園児・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1 施設内において危機的状況が発生した時の指揮権

通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては次の各号の順位に基づき指揮命令を受けること。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

(1) 保育園・こども園

- ①園長・施設長（以下、園長・施設長を施設長とする。）
- ②主任・副施設長・教頭（以下、主任・副施設長・教頭を主任とする。）
- ③事務員
- ④保育士・保育教諭（以下、保育士・保育教諭を保育士とする。）
- ⑤看護師

※複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

(2) 学童保育所

- ①所長・施設長（以下、所長・施設長を施設長とする。）
- ②指導員（以下、保育士とする。）

※複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

2 お散歩等の施設外保育における指揮権

(1) 遠足

- ①施設長
- ②主任
- ③引率の保育士

※複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

(2) 散歩

- ①引率の保育士

※複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

3 行事等特殊な状況における指揮権

- (1) 全 体：施設長
- (2) 児 童：主任・保育士
- (3) 保護者等：事務員

第4章 危機における対応と予防

1 地震発生時における予防と対応

(1) 予防（事前の環境整備）

施設で行う震災避難訓練は、大規模地震時において、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人及び園児が身につけるためのものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、併設施設や近隣住民よび地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

【1】 避難訓練実施計画

- ①併設施設や近隣住民、又は地元消防署との合同で、大規模地震を想定した訓練を実施する。
- ②緊急避難訓練を実施する。（地震時の一時待避場所への移動など）
- ③安全確認訓練を実施する。（子どもの人数・安全確認をする。）
- ④避難通路・経路の確認をする。
- ⑤災害非常持ち出し袋の中の備品や毛布の使用方法を習得する。地震発生時における各職員の役割分担を確認する。（別表1）

【2】 保護者への事前連絡

- ①保護者へは、事前に緊急時における施設の対応及び避難先を周知する。
- ②保護者からは毎年4月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに施設において非常持ち出しができるよう整理集約をする。

【3】 施設設備の点検等

- ①地震時に、転倒しやすい家具・電化製品・備品などが転倒防止をなされているか点検する。

- ②地震後に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ③避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ④防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- ⑤保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- ⑥緊急時連絡掲示用の掲示を用意しておく。

(2) 大地震発生時の対応

【1】 屋内で地震がおきた場合（通常保育中）

- ①避難誘導係（保育士）は、園児に安心できるような言葉をかけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。
- ②避難誘導係（保育士）は、積木・ピアノ・窓ガラス、その他倒れやすいものなどから園児を遠ざける。
- ③園児及び職員は、机やロッカーなどの下に身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。
- ④避難誘導係（保育士）は、園児が眠っているときは、落下物から身を守る対応をする（毛布・布団等を利用する。）
- ⑤職員は、できるだけ、速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ⑥乳児など介助を必要とする園児は、職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。
- ⑦揺れが収まったら、一時園庭へ避難し、全園児と職員の安全と人数の確認を行い、消火係と通報連絡係で施設の点検をし、施設長又は代理へ報告する。
- ⑧避難誘導係（保育士）は指示があるまで園庭で座って待機する。施設内には安全が確認できるまでは立ち入らない。
- ⑨消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し、安全を確認する。もし、施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。

【2】 屋内で地震がおきた場合（延長保育中・登降園時）

延長保育中・登降園の受け入れ時間帯は、職員数が少なく、異年齢集団であり、保護者の出入りがはげしい等、非常に流動的な状況である。このことを念頭において、その場にあった対応が必要である。但し、基本的には「①園舎内で地震がおきた場合」を参考とし、その他以下の通りとする。

- ①登園している園児の氏名や人数等を把握・確認して記録する。
- ②居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
- ③臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。
- ④随時出勤してきた職員は、担当部署に速やかに応援に入る。
- ⑤施設長は、災害の状況により、その後の施設の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。

⑥施設より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は、自己の安全を優先しつつ、速やかに施設へ応援に戻ることにする。

⑦揺れが収まった時点で園内にいる職員は、当日の担当以外でも直ちに園児の安全の応援態勢に入り園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。

【3】屋外で地震がおきた場合

①園庭では、塀・建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。

②地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。

③プールでは、すばやく水からあげ、できるだけ中央の安全な場所に集合させ、座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。その後タオルや衣類を確保し、体を包むようにする。

④どの場面でも揺れが収まり次第、速やかに担任は、担当教室の園児の安全確認を行い、園庭にて指示があるまで一時待機すること。

【4】施設外保育で地震がおきた場合

①揺れを感じたらただちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の確認をする。

②切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので充分注意する。

③ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。

④施設外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて施設に連絡を入れる。災害が状況により応援を求めるなどをして、施設に帰る。連絡が取れない場合は現場の指揮権者の判断で行動する。

⑤全員が無事で自力で戻れるようなら安全を確認しながら、慎重に施設に戻る。

⑥バス等乗り物に乗っている場合は、運転手・添乗員の指示に従う。

⑦徒歩の場合は、近くの安全と思われる場所に避難する。

【5】園児の引き渡し

①園児の引き渡しは、施設長又は代理の指示によって行う。但し、朝夕及び延長保育等で役職者がいない場合は、職務経験の長い者が行う。

②引き渡しは、保育室又は園庭にて職員が行う。

③可能なかぎり、園児は保護者又は事前に届けられている代理人に引き渡す。もし、届け出た代理人でない場合は、担当職員と施設長又は代理のものとの複数の職員による立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい園児本人にも確認をして、引き渡すことにする。但し、状況によっては拒否することも視野に入れる。

【6】残留園児の保護

①保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで施設において原則24時間は園児を保護する。その後は行政の設置した救護所へ移動する。

②夜間や建物の倒壊や火災などのおそれがある時は、第二次避難地へ避難し、そこ

で保護する。その場合、施設長又は代理は避難先等の行き先がわかるように、玄関や正門付近に立て札や掲示板等で掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。

③園児を保護するために必要な食料等は、行政の防災体制が機能するまでの間は、施設の備蓄食料品で、できる限り対応する。

④職員は、残留する園児の数、その他必要な事項を、記録し、施設長に報告する。

⑤施設で震災後24時間が経過し、かつ親の安否が確認できない場合や、近隣県の親族が引き取りに來られない場合は、災害遺児として第二次避難地に移送する。

【7】 避難

①大地震が起きてもすぐに施設を離れるのではなく、施設や周囲で火災が発生するおそれがある時や、施設の被災が大きく危険であると判断した時に、第2次避難地や行政の指定する震災救援所等の一時集合場所に避難する。

②施設より第2次避難地に避難の際は、行政が事前に指定する震災救援所になっているので、状況を確認しながら避難する。

③日頃より経路を把握し、園児を安全に誘導できるように、列を維持しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は、園児の安全確保を第一とするが、出席簿、非常持ち出し袋等最低限の物を持ち出す努力をする。

④周囲に大火災が発生した場合、原則として第2次避難地に行き、そこから地域の人と一緒に防災市民組織や消防・警察等の誘導により、他の震災救援所や広域避難場所に避難する。

⑤施設を離れる場合は、迎えに來る保護者に所在を明らかにするために必ず、行き先がわかるように門及び建物などに掲示をする

【8】 園児又は職員が負傷した場合

①応急処置は、日頃より施設に備えてある救急薬品で手当する。

②中程度以上の負傷者は近隣の病院または行政が設置する医療救護所で手当を受ける。さらに救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は、行政が指定の後方医療施設に搬送され、治療を受ける。

震災発生から時間別対応表

	避難誘導・救護係	情報伝達・指示係	消火係
発災	<p>◆誘導（主に保育士）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 園児の安全を確保する。 ● 園庭に避難をさせる。 ● 一時避難完了後情報誌伝達係に人数等の報告をする。 <p>◆救護（主に看護師、栄養士）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救急用品を確保する。 ● 負傷した園児の応急処置などを行う。 ● 救護スペースの設置確保を行う。 ● 情報伝達係へ報告をする。 	<p>◆確認（主に施設長・事務職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全館放送で震災を周知させる ● 火気の確認と非常持ち出し、消火器等の確認をする。 ● 園児及び職員の安全確認と人数確認 	<p>◆初動対応（主に用務、調理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火の元を閉じる。 ● 配電盤点検、ガス漏れ点検 ● 火災発生の場合は初期消火行動に移る。
1 時間 6 時間 23 時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 園児を保護し、保護者へ引き渡す。 ● 残留園児を安全な臨時保育室へ移動させて保護する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の安全点検及び確認 ● 周囲の建物の状況確認 ● テレビ・ラジオ等による情報聴取 ● 職員の役割分担、指揮権を確認 ● 避難所への経路の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の安全点検及び確認 ● 周囲の建物及び近隣住民の安全状況確認 ● 近隣住民が避難してきた場合の対処を行う。 ● 事実の状況確認は情報伝達係へ伝える
1 日 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 園児を保護し、保護者へ引き渡す。 ● 園児を第二次避難地に移送する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 状況により職員を帰宅させる。 ● 第二次避難地に移送する際の職員を確保する。 	
3 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設再開の組織作りをする ● 職員の確保 ● 保育室の確保－園内で使用可能な部屋の確認 ● 園児・保護者の居住状況の確認 ● 給食の再開－給食施設・設備消耗品等の被災状況の把握 ● 応急給食の必要性を判断する。 ● 臨時的な献立を作成する。 ● 再開の際の周知方法を検討する。 ● 臨時のクラス編成を検討し、最低限の書類を事前に作成する。 		

2 警戒宣言が出された場合の対応

(1) 警戒宣言が出された場合の園児の引き渡し

- ①各家庭ごとに施設長、主任、保育士、事務が施設より緊急連絡表を使い連絡し、速やかに迎えを要請する。その際に誰が迎えに来るのか必ず確認する。
- ②園児の引き渡しは、施設長又は代理の指示によって行う。
- ③引き渡しは、原則として保育室で担任が行う。
- ④可能なかぎり、園児は保護者又は事前に届けられている代理人に引き渡す。もし、届け出た代理人でない場合は、担任と施設長立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい園児本人にも確認をして、引き渡すこととする。

3 火災時における予防と対応

児童福祉施設最低基準第6条に、『避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。』と規定されている。施設で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人が身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、併設施設や近隣住民、地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

(1) 事前の環境整備

【1】避難訓練実施計画

- ①併設施設や近隣住民との合同で、様々な火災状況を想定した訓練を実施する。
- ②消火訓練を実施する。(初期消火・消火器・消火栓の取扱いなど)
- ③通報訓練を実施する。(消防署・併設施設・近隣住民)
- ④避難通路・経路の確認をする。
- ⑤火災報知設備及び非常ベル、非常通報装置の使用方法を習得する。
- ⑥火災発生時における各職員の役割分担を確認する。

【2】保護者への事前連絡

- ①保護者へは、事前に緊急時における施設の対応及び避難先を周知する。
- ②保護者からは毎年4月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに施設において非常持ち出しができるよう整理集約をする。

【3】施設設備の点検等

- ①出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する。
- ②万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ③避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ④防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- ⑤保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- ⑥緊急時連絡用の掲示をする。

(2) 火災発生時の手順

【1】発生時の基本的なながれ

火災発見 → 報告 → 通報連絡 → 避難誘導 → 初期消火

【2】保育中に火災が発生した場合

- ①火災の発生を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ②知らせを受けた職員は、すみやかに施設長及び他の職員に火災の発生を知らせる。
- ③第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- ④各職員は、施設長の指示に従い無駄なく的確な行動をする。
- ⑤消防署への通報
- ⑥子どもの避難誘導（子どもの人数の把握及び責任者への報告）
- ⑦地域住民・関係機関への連絡
- ⑧落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動揺を与えないように努める。
- ⑨出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。
- ⑩安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする。（保護者の緊急連絡網及び園児居住地一覧は必ず持って避難する。）
- ⑪火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、施設長より行政に連絡し今後の対応について相談する。

4 その他の自然災害における対応と予防

(1) 風水害及び台風

【1】施設で保育中に風水害及び台風が発生した場合

- ①強風や大雨の際は、保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。
- ②風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものなどを点検し、撤去する。
- ③漏水等を見つけたら速やかに職員室へ報告する。
- ④午睡時は、窓からできるだけ離れた場所で寝よう配慮する。
- ⑤停電の可能性も視野に入れ懐中電灯も確認と点検をする。

【2】保育開始前に風水害及び台風が発生した場合

- ①出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する。
- ②交通機関を利用する職員は災害等で交通機関が不通になった場合は、できるだけ施設に連絡を入れてから一旦、自宅へ戻り、災害の状況を把握して安全な状況になってから出勤すること。
- ③園児の受け入れは、基本的に施設に異常がなければ、通常の保育を行うが、早めのお迎えに協力してもらうよう保護者に声をかける。

【3】風水害等により施設に被害が出た場合

- ①風水害等により施設に被害が出た場合、園児の安全を最優先に被害のない箇所に保育を行い、できるだけ早く保護者にお迎えの連絡をして引き渡すこと。

②翌日以降の施設の業務について施設長は、速やかに決断して保護者と職員に周知できるように掲示及び連絡すること。

【4】 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取り来るまで施設で園児を保護する。その他の詳細は、《1 地震発生時における予防と対応ー（2）大地震発生時の対応⑥残留園児の保護 参照のこと》

(2) 落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候のくずれから予測することができるので、施設内にいる場合は建物へ速やかに避難することが可能であるが、施設外保育等の外出時に落雷の虞を予測した場合は、以下のことを頭に入れて避難するのが望ましい。

【1】 施設で保育中に落雷が発生した場合

①落雷時前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択しなければならない。

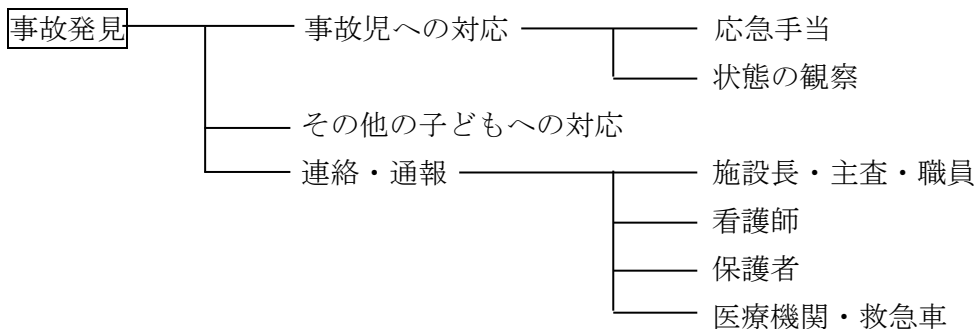
②周囲の木より高い木の幹に寄りそい、雨宿りすることも前項の理由により避けること

5 事故発生時における対応と予防

施設における子どもの事故は、発育発達と関連するものが多く、十分な予防や対策を実施すれば大部分は防止可能である。また、施設が地域の子育て支援の拠点として、子どもの保護者に対して事故防止を啓発・教育することも重要な役割であり、子どもを扱う全ての職員が連携し、事故防止に努める必要がある。そのためにも職員は、事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが大切である。

(1) 事故発生時の対応

【1】 事故発生時の基本的なながれ



【2】 事故発生時の対応

①施設長又は主任は事故の状況を速やかに把握し、記録する

ア 事故の状況・原因・場所・時間

イ 子どもの状態（出血や打撲の有無・顔色・全身の状態）

ウ 事実に基づいた記録を残しておく。とりあえず、メモ・走り書きでもよい。

②協力者・応援者を求める

ア 必要処置の判断は、単独で行わない。

イ 日頃から、連絡の分担など対応の仕方を、全職員で確認する。

③医療機関への受診は保護者より事前にかかりつけ医などを確認し、受診する旨の承諾を得てから医療機関にかかる。

④下記のような症状の場合は、救急車を要請し、すぐに医療機関に受診する。

ア 意識がもうろうとしたり、うとうとしている。

イ 顔色が悪く、ぐったりとしている。

ウ けいれん、ひきつけを起こしている。

エ 出血が止まらない。

オ 吐き気や嘔吐を繰り返している。

カ 化学物質を誤飲した。

キ 熱傷や火傷の面積が広い。

⑤医療機関へ受診する際は、担任又は看護師が付き添い、処置に必要な①の情報と子どもの既往歴やアレルギーの有無、体重などを医師へ伝える。

⑥保護者への対応は、事故の発生状況・医療機関の診察・検査結果・今後の受診・費用等をきちんと説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育時間中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。

⑦施設長又は代理は、事故後、速やかに、『事故報告書』を作成し、事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策及びより高度な対応について全職員で確認する。

(2) 事故対応計画

施設長又は主任は、事前に事故に対する計画を策定し職員や保護者に周知して毎年内容を見直さなければならない。

【1】事前情報収集

①施設長又は主任は、園児の既往症・アレルギーの有無・かかりつけの医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先など、事故発生時に備えた情報を収集し記録する。

②施設長又は代理は、施設の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し、職員に周知する。

③施設長又は代理は、日常において、施設における医薬品や救急救命講習修了者等の把握を行う。

④施設長又は代理は、日常の施設内の施設、遊具、保育室内、園庭においてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない。

【2】事故発生時対応フローチャート

①施設長又は主任は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート（別紙1及び2参照）にしたものを作成し、全職員に配布して周知徹底を計らなくてはならない。

【3】施設外での保育活動についての諸注意

職員は、日頃から施設周辺の公園や経路の危険・注意箇所を把握・確認する。また、子ども一人ひとりの行動特性や、性格を把握することも大切である。施設の外に出る時には、子どもに危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

①施設外保育へ出発前に担当保育士は、子どもの人数を確認し、引率の職員全員に周知する。

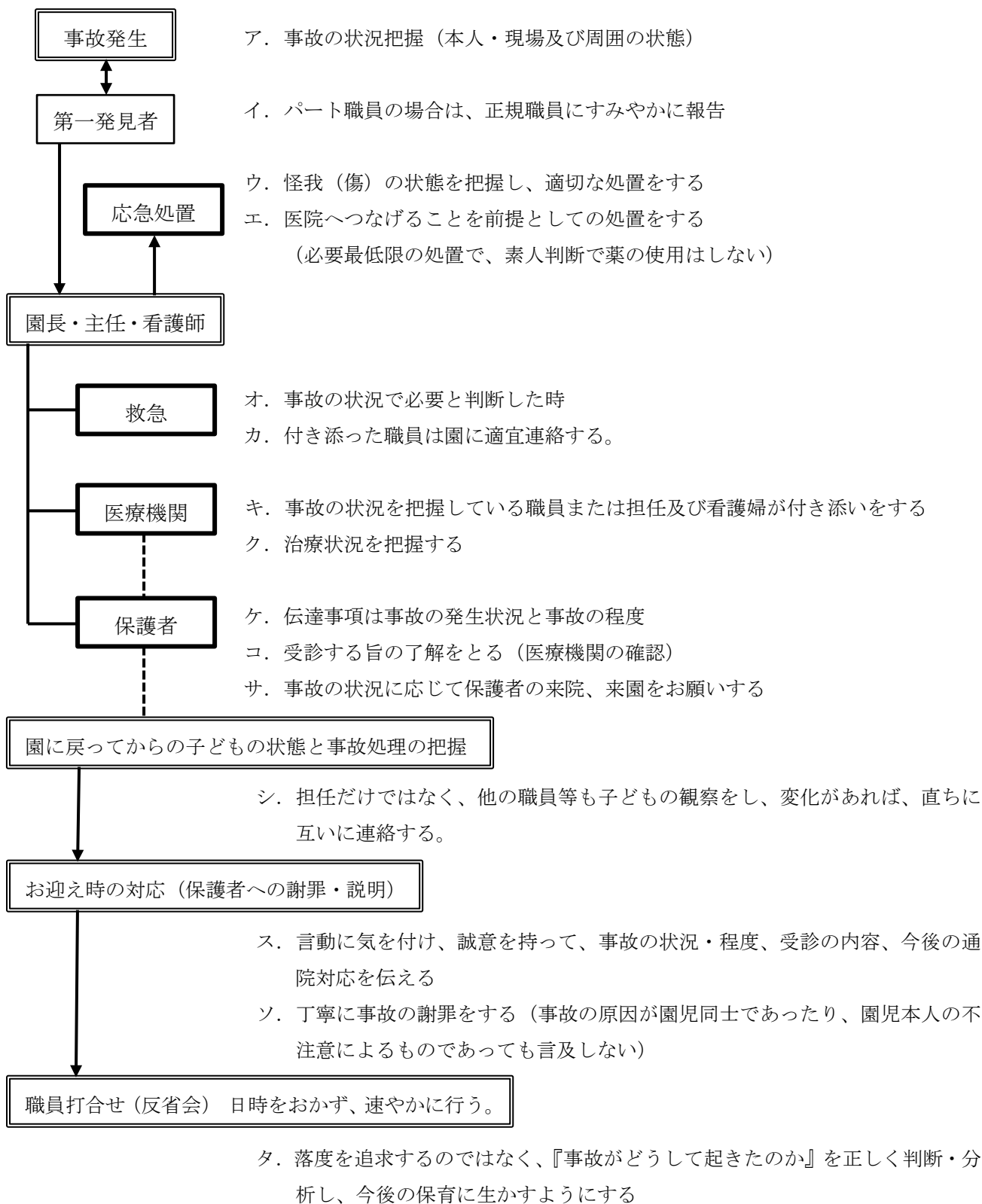
②施設外保育へ移動中の際に交通車両や信号等において危険を予測できるような場面においては、引率の職員同士で園児に、注意の声かけを積極的に行うようにする。

③目的地にて視界の効かない範囲や固定遊具には、必ず保育士が付き添うようにする。また、常に子どもの動きに注意をはらい、人数の確認は怠らないようにする。

④帰園時は施設長または主任に帰園した旨を伝える。報告を受けた施設長または主任は子どもの人数と状態を確認する。

事故発生時対応フローチャート 1

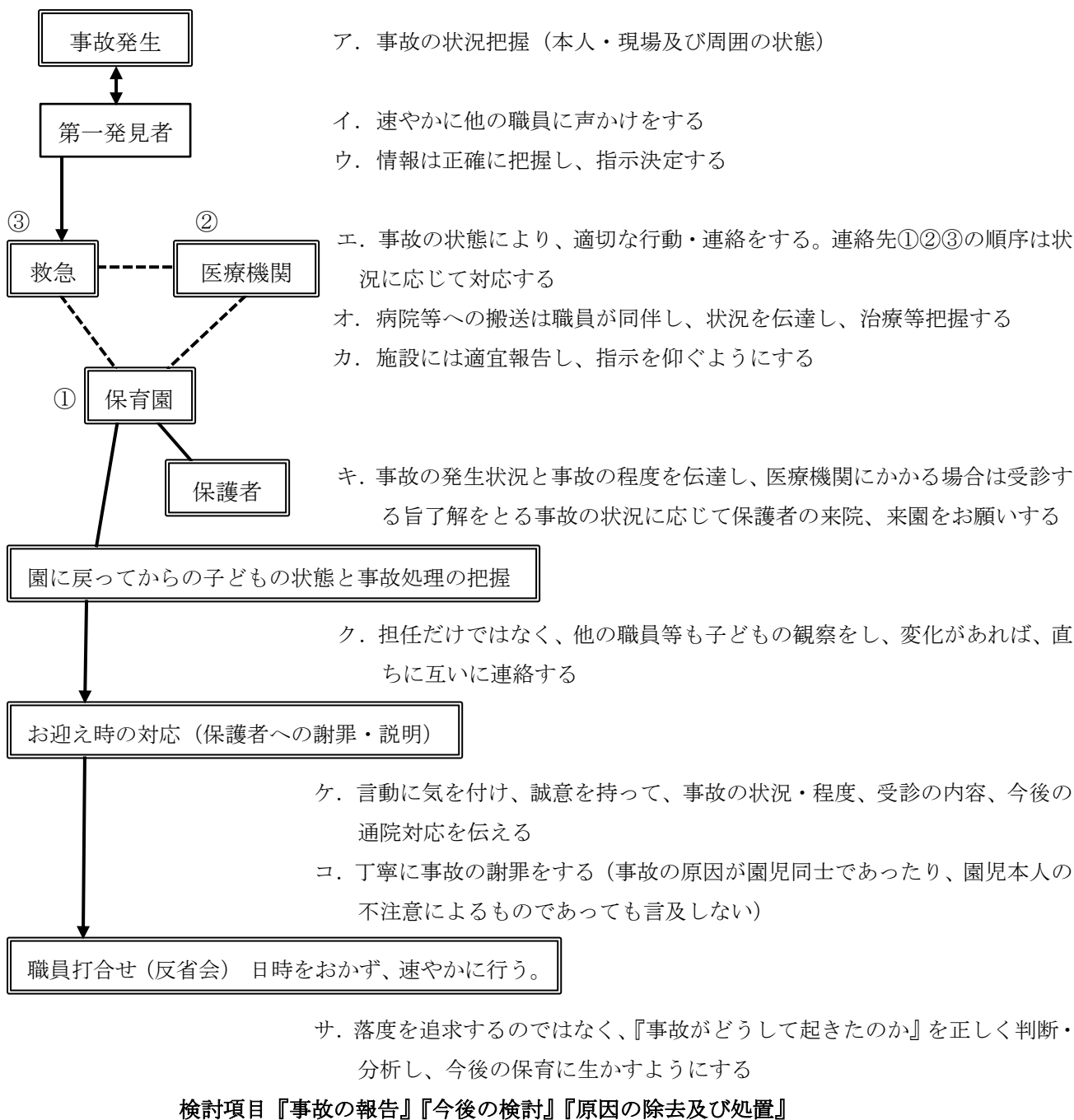
施設内で事故が発生した場合



検討項目 『事故の報告』『今後の検討』『原因の除去及び処置』

事故発生時対応フローチャート 2

施設外で事故が発生した場合



6 不審者発見・侵入時及び事件発生時における対応と予防

施設における子どもの事件は、近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的・偶発的な犯罪行為であることが予想される。そのため施設においてできる限りの防犯対策を検討しておくことが必要とされている。また、これまで以上に保護者や地域との連携に努めるとともに、警察等関係機関に協力を求め、子どもの安全確保及び危機管理のための方策を講じることも必要である。

(1) 施設面の対応

【1】施設の出入り口の管理

- ①施設建物は園児が園庭にスムーズに出入りできるよう考えられているため、建物の出入り口を施錠するのは、現実的でないので園庭と施設外との出入り口をできるだけ最小数にして、できるものには、施錠することが望ましい。
- ②園児の登降園用出入口は1カ所のみとし、オート施錠とする。その他の出入口は職員が出入する度に施錠する。ただし、避難時にはすぐ対応できるように工夫をする。
- ③フェンス・擁壁、設備等を点検する。
- ④施設長又は主任は、日常的にフェンスや擁壁等の点検を行い、不備な箇所は速やかに補修等の対応を行わなくてはならない。
- ⑤施設長又は主任は、防犯上必要と思われる設備の検討を職員と毎年行わなくてはならない。

(2) 職員・関係機関の対応

【1】職員

- ①施設長又は主任は、職員一人ひとりの危機管理意識を徹底させる為の会議や研修を計らなければならない。
- ②職員は日頃より来訪者に明るくあいさつをし、見知らぬ人物には所属名・氏名・用件などを確認する。
- ③業者等の来訪者は入室管理表に記名し作業に当たることとする。
- ④職員への非常通報システム・火災報知設備（非常ベル）・放送設備の取り扱いと場所の周知徹底を計る。
- ⑤保育士・看護師は園児に対して計画的な安全指導を行う。
- ⑥施設長又は主任は、警察や行政機関等公的な機関からの情報に対しては全職員に速やかに周知し、園児の保育室への移動や施錠の確認等適切な対応を行う。
- ⑦職員は園児の登降園の時間帯にできる限り園庭を注視し、保護者以外の不審な来訪者を覚知した場合は1人が職員室に通報する。通報を受けた職員は複数で不審者に対応する。
- ⑧職員は不審者発見・侵入及び事件発生を想定した避難訓練を実施し「園児・職員的安全確保」、「適切な緊急通報」、「不審者への対処」等の危機対応能力を向上させる。

【2】関係機関・保護者

- ①必要に応じて、警察（最寄の交番）に警備の強化を依頼する。
- ②施設長又は主任は、地元の自治会等との連携も計れるように連絡をしておく。
- ③保護者へは日頃から『送り迎えは原則、保護者が行う。』など、保護者にも危機管理意識を持ってもらうよう働きかけ、安全管理を図るうえで必要なことは、時期を失せずに状況を説明のうえ協力を依頼する。
- ④近隣で事件等が発生した場合は保護者会等で状況・事情を説明するか又は、文書の配布、掲示により周知する。

(3) 児童及び職員等に危害が及ぶ事態となった場合の対応

【1】子どもの安全確保

- ①園児の安全を最優先に考え職員が複数いる場合は、片方が手近な備品で相手に対し、もう片方が園児の待避行動を指導して待避する。
- ②非常通報システム等を使用し、警察に通報する。
- ③相手には、できるかぎりの複数の男性職員で対峙が望ましいが、凶暴な場合や凶器を持っている場合は、速やかに待避する。
- ④子どもの安全を確保したうえで、保護者に緊急連絡する。

7 食中毒発生時における対応と予防

食中毒に関しては、別に定める給食衛生管理マニュアルによる。

8 光化学スモッグ等大気汚染発生時における対応と予防

光化学スモッグとは、自動車や工場・ビルなどから排出された、窒素酸化物・炭化水素等の大気中の汚染物質が、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こしオゾン、パーオキシアシナイトレート、二酸化炭素などの酸化性物質や、アルデヒド等のいわゆる二次汚染物質が高濃度になって発生する現象である。酸化性物質をオキシダントと総称し、また、光化学反応によって生成されたオキシダントのうち、二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントといわれている。この光化学オキシダントが、光化学スモッグの汚染程度を示す指標とされている。

(1) 光化学スモッグ

【1】光化学スモッグが発生しやすい気象条件

- ①紫外線がある程度以上に強い薄曇りから晴れの日で、気温が20℃以上の日
- ②風が弱い（風速 4m 以下）日
- ③もやがかかったように視界がかすむ状態のとき

【2】光化学スモッグによる人体への影響

- ①目やのどが刺激され、チカチカしたり痛くなったりする軽い症状から、めまい・吐き気・頭痛・脱力感・しびれなど全身症状まで含んだ急性症状がある。
- ②目やのどの痛みなどの粘膜刺激症状や咳、息苦しい呼吸器症状など人の健康に直接影響がある。

(2) 光化学スモッグ注意報等の発令

【1】発生要件

① 県内各所に設置した測定局でのオキシダント濃度が基準以上になった時、自動的に記録され、気象条件からみてその状態が継続されると認められるときに発令される。

【2】発令の種類

① 光化学スモッグ予報

② 光化学スモッグ注意報（オキシダント濃度 0. 12ppm）

③ 光化学スモッグ警報（オキシダント濃度 0. 24ppm）

④ 光化学スモッグ重大緊急報（オキシダント濃度 0. 40ppm）

⑤ 光化学スモッグ学校情報（オキシダント濃度 0. 10ppm）

【3】施設への連絡体制

① 行政からの電話連絡

② 施設連絡網による連絡

③ 環境省大気汚染物質広域監視システムをインターネットにて利用し、情報集を計る。

【4】光化学スモッグ注意報等発令時の対応

① 発令内容に合った垂れ幕を掲出する。

② 園児・職員は、原則として屋内に入る。

③ 屋外運動は差し控える。

④ 不要不急の自動車使用をなるべく控える。

【5】光化学スモッグによる被害発生時の対応

① 目がチカチカしたり、のどが痛くなるなどしたら、園児・職員は速やかに屋内に入る。

② すぐに洗眼やうがいをする。

③ ぜんそくや呼吸器系の病気にかかったことのある子どもには、十分に注意する。

④ 洗眼やうがいをして様子が変わらないときや、息苦しさや胸の苦しみを訴えたときには、涼しい通風のある場所で安静にして、医師の診断を受ける。（園医または医師会救護班の医師）

⑤ 重傷者の場合は、『119』救急通報し救急車を呼ぶ。

⑥ 光化学スモッグにより上記④⑤の被害が発生した場合は、被害状況（人数・氏名・症状及び対応状況等）を、速やかに行政へ連絡する。

附則

このマニュアルは、平成24年4月1日から制定適用する。

このマニュアルは、平成26年4月1日から改正適用する。

このマニュアルは、平成29年4月1日から改正適用する。

このマニュアルは、令和4年4月1日から改正適用する。